

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策における失業認定日の特例措置について

新型コロナウイルスによる感染防止等のため、**当面の間、認定日に係る取扱い**について次の特例措置を実施します。

認定日の取扱いについて

- 1 当初予定していた認定日にご来所ください。
- 2 当初予定していた認定日での認定を希望せず、認定日の変更をご希望の方は、変更後の失業認定日をご案内しますので、**当初の認定日当日までに管轄のハローワークにご連絡をお願いします。**
認定日を変更した場合、給付金の支給日も変更されることになりますのでご了承ください。

なお、高齢(概ね60歳以上)である、基礎疾患を有する及び妊娠中である方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために上記1、2のいずれの日にも来所が困難な場合には、郵送による証明認定が可能です。

郵送による認定を希望される場合は、当初の認定日以降1週間以内に管轄のハローワークにて「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」「返信用封筒(氏名・住所を記載・切手不要)」を送付いただきますが、以下の点にご留意ください。

・失業認定申告書の備考欄には「高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難」とお書きください。

・送付の際は簡易書留など配達された記録が残る方法でお送りください。

・詳しくは「郵送による失業の認定Q&A」及び「失業認定申告書見本」をご覧ください。

【送付先】 〒640-8331

和歌山市美園町5丁目4-7

ハローワーク和歌山 雇用保険給付課

求職活動の取扱いについて

原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行う必要があります。

また、給付制限がある場合には、給付制限期間とその直後の認定対象期間を合わせた期間中に最低3回以上(給付制限が2か月の場合は、最低2回)行う必要があります。

なお、高齢(概ね60歳以上)であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることを理由に、感染予防等の観点から郵送による証明認定を受けられる方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等により求職活動を行うことができなかった場合は、例外的に認定が可能です。

※ 特例措置についてのご不明点は、管轄ハローワークの雇用保険担当窓口にお問い合わせください。

ハローワーク和歌山

電話番号：073-425-8609(部門コード11# 雇用保険給付課)

